別紙１

がんセンター医療情報システム更新業務委託に係る
落札者決定基準

本資料は、がんセンター医療情報システム更新業務委託に係る落札者決定基準について示すものである。

１　資格審査

「がんセンター医療情報システム更新業務委託総合評価審査委員会」（以下「委員会」という。）の事務局職員が、「一般競争入札参加資格」に定義された要件（以下「参加資格」という。）を満たしているか否かを審査する。

参加者のうち、参加資格を満たしていない者は失格とする。

２　一次審査（書類審査）

⑴ 参加資格を満たしている者が５者以下の場合は、全ての参加者を二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。

⑵ 参加資格を満たしている者が６者以上ある場合は、委員会の各委員が、提出された提案書等について、「がんセンター医療情報システム更新業務評価項目一覧」（以下「評価項目一覧」という。）において「必須」と定義された提案依頼事項を審査する。

審査方法については、「３　二次審査（プレゼンテーション審査）」に準拠して行うものとし、参加者ごとの得点を算出する。

⑶ 委員会の各委員による審査結果に基づき、得点の合計の高い５者を、二次審査に参加できる者として選定する。

３　二次審査

⑴　審査内容

ア　仕様書の加点項目に対する回答を点数化したもの（以下「仕様書回答」という。）、現場スタッフによる評価点、総合評価委員に対するプレゼンテーションによる評価点の総合得点を評価する。

イ　現場スタッフによる評価は、ノンカスタマイズを基本とするパッケージソフトの調達であることを踏まえ、仕様書回答のみでは評価しきれない機能適応性及び業務適用性を確認するため、技術点における重点評価とデモンストレーション評価を行う。

（ア）　重点評価に係る審査は、別紙の重点評価項目提案要綱に基づく回答、提案書の内容に加え、提案内容に関する説明並びに質疑応答を対象とし、現場スタッフの代表者が総合的に評価する。

（イ）　デモンストレーション評価に係る審査は、各社が実施する電子カルテシステムのデモンストレーションで提示された機能、操作性及び業務上の有用性等を確認し、総合的に評価する。

ウ　総合評価委員によるプレゼンテーション審査は、当センターにとって相応しい提案であるかを総合的に評価するものであり、仕様書回答、提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションや提案に関する質疑に対する回答も含めて各委員により審査する。また、根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。

⑵ 評価方法

ア　参加資格を満たしていない者、また、仕様書の必須項目、重点項目評価で定義された提案依頼事項のうち、１つでも満たしていない項目がある者は失格とする。

イ　上記アを通して失格ではない者について、上記「(1)　審査内容」による評価に応じて、「採点基準」の通り採点する。

ウ　上記イで採点する「採点基準」の２（１）の仕様書評価における「仕様書（加点項目）」については、採点を 150 点満点として換算して得た値の小数点以下を切り捨てた値を得点とする。

エ　総合評価委員会によるプレゼンテーション審査は、委員会の各委員が審査した結果、追加提案の項目を除き、１項目でも５段階評価で１が付された者については、委員の合議により失格となる場合がある。

オ　委員会の各委員によるプレゼンテーション審査は仕様書及び評価項目一覧に記載されていない項目や提案内容については評価の対象としない。

４　決定基準

落札者の決定については、以下の基準による。

(1)　「採点基準」１に記載している「総合点数」が最も高い者を落札者とする。

(2)　総合点数の最も高い者が２者以上あるときは、総合評価委員に対する提案プレゼンテーションに関する評価点が高い者を落札者とする。

(3)　提案プレゼンテーションに関する評価点が同点の場合は、重点項目に関する評価点が高い者を落札者とする。

(4)　重点項目に関する評価点が同点の場合は、仕様書（加点項目）における換算後の採点が高い者を落札者とする。

(5)　仕様書（加点項目）における換算後の採点が同点の場合は、価格点が高い者を落札者とする。

(6)　価格点が同点の場合は、委員会の各委員で協議して落札者を決定する。

一般競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単体企業のいずれかで、次の要件を全て満たすこと。

１　共同企業体の場合

次に掲げる（１）から（７）までの全ての要件を満たす代表構成員及び（１）から（５）までの全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、（８）によるものとする。

（１）地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第３条第２項各号に該当しない者であること。

（２）地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第３条第３項の規定により法人の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

（３）令和７・８年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分「電子計算に関する業務」のＡ等級に格付けされた者であること。

（４）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構から入札参加停止措置を受けている期間がないこと。

（５）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構から入札参加除外措置を受けている期間がないこと。

（６）プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得している者であること。

（７）令和４年４月１日から公告日までの間に、一般病床数が 500 床以上の、国、独立行政法人、地方独立行政法人、都道府県及び市町村、国立大学法人、公立大学法人のいずれかが設置する病院、又は、医療法第 31 条に規定する公的医療機関が設置する病院において、本業務と同種の業務を履行した実績を有する者であること（共同企業体の場合は、代表構成員が満たしていること）

（８）共同企業体の結成方法は、２者又は３者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結し入札参加資格申請書と共に提出しなければならない。また、次に掲げる要件を満たすこと。

ア　代表構成員を定めること。

イ　構成員は、本入札に係る他の共同企業体の構成員以外で構成すること。

２　単独企業の場合

上記１に掲げる要件（１）～（７）を全て満たしていること。また、本入札に係る他の共同企業体の構成員として本入札に参加していないこと。

採点基準

１　総合点数の計算方法

総合点数は１，６００点満点とし、評価点ごとの配点は次のとおりとする。

(1) 技術点　600 点
(2) プレゼンテーション評価点　600 点
(3) 価格点　400 点

２　技術点

（１） 技術点の内訳は以下のとおりとする。

仕様書評価（150 点）

・ 仕様書（必須項目）　0 点
・ 仕様書（加点項目）　150 点

全体を 150 点とし、「〇」回答率により点数換算する。

重点評価項目（350 点）

・ 電子サインシステム提案　60 点
・ 重症部門システム提案　80 点
・ がん化学療法レジメン提案　80 点
・ 治験管理部門提案　20 点
・ ゲノム医療に係る提案　30 点
・ ＡＩに係る提案　30 点
・ がん相談支援に係る提案　50 点

職員デモ評価（100 点）

・ 職員デモ評価　100 点

（２） プレゼンテーション評価点

提案書に関する評価項目一覧に掲げる評価項目ごとに、次表に基づき審査委員が５段階評価を行った上で、イにより算出した評価項目ごとの評価点の合計点を付与する。

ア　評価ランク

評価	評価基準	取得点数
５	非常に優れた提案であり、当院にとって有用性が非常に高い。	５点
４	優れた提案である。	４点
３	要求している要件を満たしている。	３点
２	要求している要件の充足について、疑義がある。	２点
１	要求している要件を満たしていない。あるいは記載なし。	０点

イ　計算方法は以下のとおりとする。

評価する委員ごとに、「各評価項目における「評価項目配点」×「取得点数」÷５（満点）の合計点数」を算出し、全委員の平均点を提案書に関する評価点とす

る。

（３） 価格に関する評価点

価格の評価点＝４００点×（1－入札価格／予定価格）

※「価格」は消費税抜き